



報道関係者 各位

令和3年6月23日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 川口 国雄

賃金指導官 西村 直樹

電話 (0776) -22-2691

福井県最低賃金の令和3年度改正を諮問

福井労働局（局長 山崎直紀）は、本日開催の福井地方最低賃金審議会（会長 新宮晋）において、令和3年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

今後、同審議会等で中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を踏まえながら、本年10月発効を目途に具体的な審議が行われます。

最低賃金法第10条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

令和2年度においては、7月6日に諮問を行い、8月6日に答申を受けて公示等の手続きを経て、10月2日に時間額830円（引き上げ額1円）の発効となっています。

なお、福井県最低賃金の推移は下のとおりです。

福井県最低賃金の推移

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
時間額(円)	754	778	803	829	830
引き上げ額(円)	22	24	25	26	1
引き上げ率(%)	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12
答申年月日	8/5	8/4	8/3	8/7	8/6
発効日	10/1	10/1	10/1	10/4	10/2